

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名称 (平和大通り公園 (仮称) 測量及び実施設計業務 (5-1))
- 2 委託期間 平和大通り公園 (仮称) 測量及び実施設計業務 (5-1) 基本仕様書のとおりとする。
- 3 計画施設概要
- (1) 施設名称 (平和大通り公園 (仮称))
- (2) 敷地の場所 (中区中島町ほか)
- (3) 施設用途 (公園施設 (便所等))
- 平成 31 年度国土交通省告示第 98 号別添二第十二号第 1 類とする。
- (4) 工事概要 (公園整備に付随する公園施設の新築工事)
- (5) 設計内容

設計の対象となる種目は、次のとおりである。

区分	種目	種目概要
建築	公園施設新築工事	便所新築工事 平屋建て 1 棟 延べ面積：約 4.5 m ² 東屋新築工事 平屋建て 1 棟 延べ面積：約 1.0 m ² 展望台新築工事 地上 2 階建て 1 棟 延べ面積：約 5.0 m ² 屋根付休憩所新築工事 平屋建て 1 棟 延べ面積：約 1.5 m ²
電気設備	公園施設新築工事	・公園施設新築に伴う電気設備工事
機械設備	公園施設新築工事	・公園施設新築に伴う給排水衛生設備工事 ・じゃぶじゃぶ池及び水飲み場に伴う給排水衛生設備工事

4 設計と条件

- (1) 敷地の条件
- ア 敷地の面積 (約 56,000 m²)
- イ 用途地域及び地区の指定
(市街化区域・商業地域 (建ぺい率 80%、容積率 80%)・
防火地域・広島駐車場整備地区・東部復興土地区画整理事業 (事業完了)・
平和大通り地区地区計画 (A 地区)・駐輪場附置義務対象区域・
汚水供用開始区域・高次都市機能誘導区域 (都心型)・居住誘導区域・
景観計画重点地区 (平和大通り沿道地区、リバーフロント地区)・
都市計画道路 (3・1・301 号比治山庚午線))
- (2) 施設の条件
- ア 施設の延べ面積 (計画面積) (便所 : 約 4.5 m²)
(東屋 : 約 1.0 m²)

- (展望台 : 約 5 0 m²)
 (屋根付休憩所 : 約 1 5 m²)
 (R C 造、S R C 造、S 造又は木造)
- イ 主要構造
 ウ 耐震安全性の分類
- (ア) 構造体 III 類
 (イ) 建築非構造部材 B 類
 (ウ) 建築設備 乙 類

※耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による。

(3) 建設の条件

- ア 工事費（概算金額） 建築（新築）： 4, 9 5 0 万円（税込）
 電気（新築）： 1, 2 0 0 万円（税込）
 機械（新築）： 2, 9 0 0 万円（税込）
- イ 建設工期（新築）（予定）（ 令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月 ）

(4) 設計と条件

- ア 設計と条件については、次の項目による。
- ・敷地求積図は現地測量の上、作成すること。
 - ・設計図作成にあたって、平面図・立面図（簡易パース含む）を作成し関係課及び関係機関等と協議を重ねて作成すること。
 - ・広島市公共施設福祉環境整備要綱に基づき計画すること。
 - ・広島市遊泳用プールの衛生等に関する指導要綱に基づき計画すること。

(5) 成果品納入条件

本仕様書Ⅱ-7 に従い、下記工事毎に成果品をまとめて提出するものとする。

- a. 平和大通り公園（仮称）公園施設新築工事（仮称）
- b. 平和大通り公園（仮称）公園施設新築電気設備工事（仮称）
- c. 平和大通り公園（仮称）公園施設新築衛生・換気設備工事（仮称）

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（広島市）による。

1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、○印の付いたものを適用する。・印は適用しない。

2 管理技術者

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士または建築設備工事設計業務に係る実務経験を 10 年以上有する者

~~(2) プロポーザル方式により業務を受注した場合は、技術提案書における総括責任者が、管理技術者となる。~~

3 照査技術者

- 約款第 1 5 条の照査技術者の配置は必要とし、資格要件は次による。
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
- ・資格要件は不要
- ・約款第 15 条の照査技術者の配置は、不要とする。

4 担当技術者

(1) 次の担当技術者の配置を必要とする。

- 建築（総合）
- 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備

注 1）担当技術者の分担業務分野毎の業務内容は次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計を取りまとめる設計
建築（構造）	建築物の構造に関する設計
電気設備	建築物の電気設備などに関する設計
機械設備	建築物の給排水設備、空調換気設備などに関する設計

(2) 次の担当技術者は兼務できるものとする。

- ・建築（総合）及び建築（構造）
- ・電気設備及び機械設備

(3) 各担当技術者は次の技術者を兼務できるものとする。

- 管理技術者
- ・照査技術者

5 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ~~ア 基本設計~~ ~~・建築（総合）基本設計~~
~~・建築（構造）基本設計~~
~~・電気設備基本設計~~
~~・機械設備基本設計~~

~~※基本設計の範囲：~~

- イ 実施設計
- 建築（総合）実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - 建築（構造）実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - 電気設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
 - 機械設備実施設計（設計意図の伝達業務を除く）

ウ その他（上記「イ 実施設計」の過程で作成した資料を成果品として整理する。）

- コスト縮減の検討
実施設計時に、調査職員と協議し、実施設計段階でのコスト縮減事項を工事ごとにとりまとめ提出する。
- 仮設計画図の作成
概略工事工程表に対応した仮設計画図を作成する。
 - ・アスベスト成形板等の図示
調査職員が指示する内容について、該当図にアスベスト含有材の使用範囲を図示する。
- 設計説明書の作成
調査職員が指示する内容について、設計説明書（各種技術資料とも）としてとりまとめる。
- 計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認

可等を含む。)に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等)等に係る業務

◎工事費概算書の作成

概算数量を算出し工事費概算書を作成する。

(2) 追加業務の内容及び範囲

◎建築積算業務 積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

◎電気設備積算業務 積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

◎機械設備積算業務 積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成

・透視図作成〔種類(彩色)判の大きさ(A3)、枚数(3枚)

額の有無(有)、材質(アルミ枠)及び電子データ〕

(注)作成方法はCAD又はCGを基本とし、これらによらない場合は別途協議するものとする。

・透視図の写真撮影〔カット枚数(1枚)判の大きさ(24×36以上)及び

白黒・カラーの別(カラー)〕

・ボリューム検討用模型製作〔景観検討用(縮尺:1/500)、

ファサード検討用(縮尺:1/200)、主要材料(スチレン等)(提出不要)〕

・完成型模型製作〔縮尺(1/300)、主要材料(アクリル板等)

ケースの有無(有)及び材質(アクリル板等)〕

・模型の写真撮影〔カット枚数(4枚)、判の大きさ(サービスサイズ)及び

白黒・カラーの別(カラー)〕

◎計画通知手続き業務

(注)計画通知申請手続きに伴う構造審査手数料は、市が負担している。ただし、計画変更等による再申請の場合には、別途協議するものとする。

・構造計算適合性判定に関する手続き業務(手数料の納付は含まない。)

・中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板の作成、設置報告書等の届出)

・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務

・CASBEE 広島による評価に係る業務

・リサイクル計画書の作成

◎概略工事工程表の作成

工期の検討にあたっては4週8休の取得が十分に実施できる工期設定をすること。

・営繕事業広報ポスターの作成

・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)

・省エネルギー関係計算書の作成

建築物の省エネ性能はBEI 値 ≤ 0.8 とする。採用に関わる基準等は調査職員との協議による。

・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第13条第2項に規定する手続業務(手数料の納付は含まない)

・建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続業務

・建築物の利用に関する説明書の作成

◎住民説明等に必要資料の作成(法令等に基づくものを除く。簡易なイメージパースの作成を含む。)

◎住民説明会への参加および計画の説明（最大で3回。主として意匠分野を予定。）

- ・日影図の作成
- ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
- ・設計内容の意図伝達計画書

工事監理業務の受注者等に対して、設計者として設計意図を伝達するために必要となる以下の内容に該当する施工図等を計画書としてとりまとめる。

ア 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記されているため、工事受注者等が資機材メーカー等を決定した後に、納まり等の設計内容を確認する必要がある施工図等。

イ 意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まらなければ、設計意図の伝達を確認することができないような設計内容に関する施工図等。

ウ 調査職員が必要と判断し、指示した施工図等。

- ・アスベスト成形板等の分析

今回の設計に基づく改修又は解体工事において、吹付けアスベスト、アスベスト含有建材等がある場合には、調査職員と協議を行い、その指示により、サンプル採取、分析を行い報告書を作成する。分析調査は、JIS A 1481-1（定性分析法）により実施すること。（調査費については、外壁仕上塗材1検体分（下地調整塗材共）の試料採取・定性分析（交通費込み）を見込んでいる。調査部位は、調査職員と協議のこと。）

なお調査には、一般又は特定建築物石綿含有建材調査者を配置すること。

- ・増築等における既存部分の構造検討
- ・実験設備に係る検討
- ・内部雷保護設備に係る検討
- ・構内情報通信網設備に係る検討
- ・音声誘導設備に係る検討
- ・排水処理設備に係る検討
- ・雨水・排水再利用設備に係る検討
- ・蓄熱システムに係る検討
- ・雪冷房設備に係る検討
- ・福祉環境整備基準等の関係機関との協議
- ・解体工事実施設計業務

◎官公庁等との協議（水道局、下水道局、中国電力）

◎仮設計画に係る道路使用の協議及び申請書等の作成

◎地盤調査（簡易試験）

JISA1221-2013によるスウェーデン式サウンディング試験実施（1か所以上、5m程度/か所）

◎現地調査

現地にて、既存図面で不明瞭な点や既存図面と現状が異なる点等の調査を行い、設計を行うこと。また、図面完成時には現地において作成図面と相違がないことの確認を行うこと。

6 業務の実施

(1) 一般事項

~~ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。~~

イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。特にI-4-(3)-ア 工事費(概算金額)を参考に、経済設計となるよう十分に配慮すること。

ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

エ 調査員の指示により、「設計説明書」に記入のうえ、調査職員に提出する。

オ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。

(2) 関連する別契約業務との調整

受注者は関連する別契約業務がある場合は、設計内容の調整及び確認を行うとともに、相互の業務に必要な図面又は資料（CADデータ等の電子データを含む）を、必要な時期に別契約業務の受注者に提供する。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他（隔週1回程度及び住民説明会・主管課・各関係者協議の実施後1週間以内。）

(4) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものの設計時点における最新版とする。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページ又は広島市ホームページに掲載されている。

ア 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 木造計画・設計基準
- 木造計画・設計基準の資料
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 建築設計基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル
 - ・官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン
 - ・BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）
 - ・公共住宅建設工事共通仕様書
 - ・部品及び機器の品質・性能基準（公共住宅建設工事共通仕様書別冊）
 - ・建築物解体工事共通仕様書
- 広島市公共施設福祉環境整備要綱の手引き（広島市健康福祉局）
- 排水設備の手引き（広島市下水道局）
- 災害に強いまちづくりプラン
（広島市有建築物の耐震性向上対策ガイドライン）（広島市都市整備局）
- 広島市電子納品の手引（広島市都市整備局）
- 市有建築物省エネ仕様（広島市都市整備局）

○貸与可

○貸与可

イ 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準

- 建築構造設計基準
 - 建築鉄骨設計基準
 - 建築工事標準詳細図
 - ・擁壁設計標準図
 - 構内舗装・排水設計基準
 - 各構造計算基準（日本建築学会）
 - ・外壁調査及び報告書作成要領（広島市都市整備局）
- ・貸与可
- ウ 建築積算
- 公共建築数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式
 - 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
 - 公共建築見積標準書式集（建築工事編）
 - ・公共建築改修工事の積算マニュアル
 - 建築工事積算マニュアル（広島市）
- 貸与可
- エ 設 備
- 建築設備計画基準
 - 建築設備設計基準
 - 建築設備工事設計図書作成基準
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（市販）
 - 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）（市販）
 - ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
 - ・業務用ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
 - ・ガス機器の設置基準及び実務指針（経済産業省）
 - 電気設備工事標準図（広島市都市整備局）
 - 機械設備工事機材標準図（広島市都市整備局）
 - 給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島市水道局）
- 貸与可
- 貸与可
- オ 設備積算
- 公共建築設備数量積算基準
 - 公共建築設備工事内訳書標準書式
 - 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - 建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
 - 機械設備工事積算マニュアル（広島市）
 - 電気設備工事積算マニュアル（広島市）
- 貸与可
- 貸与可

(5) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
適用基準等のうち、・貸与可に○印の付いたもの	
○類似施設設計資料	○貸与
○営繕積算システム単価・名称データ	○貸与
○特記仕様書（広島市最新版）	○貸与
・公園敷地参考図（tiffデータ）	・貸与
・	・貸与

(6) 提出書類

※業務実績情報の登録の要否

・ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

○ 不要

~~(7) 設計VE~~

~~本業務は設計VE対象業務とする。~~

~~施設の機能向上及びコスト縮減により最適な価値を確保するため設計VEを実施する。尚、VE審査用の説明資料等の提出期日については、調査職員が指示するので、これを厳守すること。また、このVE審査の結果については、基本設計に十分反映するものとする。~~

(8) 電子納品（基本設計業務は対象外とする。）

○本業務は、電子納品対象業務とする。

ア 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「要領等」という。）に基づいて作成したものを指す。

イ 業務の着手前に必ず調査職員と電子納品について事前協議を行うこと。

ウ 電子納品の対象書類等は事前協議で決定する。

エ 成果物は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部提出する。

オ 電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。

カ 成果物として提出された電子データは、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図などの作成に使用する等、広島市委託契約約款（建築設計業務用）の規定の範囲内で利用することがある。

(9) 新技術・新工法

○本業務は、新技術・新工法の検討対象業務とする。

~~ア 基本設計時~~

~~本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。~~

~~採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。~~

~~イ 実施設計時（基本設計で検討している場合）~~

~~本業務の実施に当っては、基本設計で提案された新技術・新工法について、照査、現場での適合性及び活用効果の再確認を行うこと。~~

~~当該技術・工法について、構造計算等による安全の確認が必要な場合は、適切に行うこと。~~

~~基本設計で提案された新技術・新工法が、不適切と判断された場合は、改めて新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法と従来工法の比較検討を行うこと。~~

~~採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。~~

ウ 実施設計時（基本設計がない場合又は基本設計で検討していない場合）

本業務の実施に当っては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。

採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。

~~(10) 市有建築物省エネ仕様~~

~~本業務は、市有建築物省エネ仕様（令和4年改定）の検討対象業務とする。~~

~~ア 基本設計時~~

~~省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等による採用の検討を行うこと。~~

~~また、CASBEE 広島を利用した検討を行うこと。~~

~~採用に係る基準等は、調査職員から別途指示を受けること。~~

~~イ 実施設計時（基本設計で検討している場合）~~

~~基本設計で提案された省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等の再確認を行うこと。また、CASBEE 広島を利用した再確認を行うこと。~~

~~ウ 実施設計時（基本設計がない場合）~~

~~省エネ導入項目について、概算費用、省エネ効果等による採用の検討を行うこと。~~

~~また、CASBEE 広島を利用した検討を行うこと。~~

~~採用に係る基準等は、調査職員から別途指示を受けること。~~

(11) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、下記ア～オにおいては、各技術者を配置する場合等に記載することとし、プロポーザル方式又は総合評価落札方式による手続きを経て業務を受注した場合及び管理技術者通知書等に記載があり、その内容に変更がなければ省略できる。

ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

イ 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

ウ 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

エ 受任（下請負）事務所（受任者（下請負者）のうち、分担業務分野の担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、委任（下請負）の理由及び具体的内容

ただし、主たる分担業務分野（建築分野のうち、積算に関する業務を除く業務。）を再委託しないこと。

オ 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者又は担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格

カ 業務工程表

キ 業務実施体制

ク その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

~~(注) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行~~

~~受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された業務実施体制により当該業務を履行する。~~

成 果 物	原 図	複製判	製本形態等(特記以外は複製判A3判二つ折り)
ク その他 ・ 日影図 ・ 透視図 ・ 模型 ・ 模型の写真 ・ 防災計画書 ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画 ・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ・ 省エネルギー関係計算書 ○ コスト縮減検討書 ・ リサイクル計画書 ○ 設計説明書 ○ 概略工事工程表 ・ アスベスト成形板等調査表 ・ アスベスト分析結果報告書 ・ 設計内容の意図伝達計画書 ・ テレビ電波受信状況調査報告(一般電界強度測定及び画像評価) ・ テレビ電波受信障害範囲予想図 ・ CASBEE広島による評価書 ○ 伺い、契約用製本(工事毎)	各 部 各 部 各 部 各 部 各 部 各 1 部 各 1 部 各 部 各 1 部 各 1 部 1 部 1 部 部 各 部 各 部 部 部 一 式	 部 部 部 2 部 2 部 部 部 2 部 2 部 2 部 部 部 部 2 部	4. による A4判 A4判 A4判 A4判 A4判
ケ 資 料 ○ 各種技術資料 ○ 構造計算データ ○ 各記録書 ○ 現地調査写真 ○ 地盤調査報告 ○ 業務打合せ簿 ○ 住民説明資料(簡易なイメージパス含む)	一 式 一 式 一 式 一 式 一 式 一 式 一 式	— — — — — — —	 A4判 A4判 A4判 A4判 A4判 A4判

- (注) 1. 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることもできる。
(構造計算書は合本不可とする。)
2. 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書数量入力システム LITE」又は「内訳書作成システム」による。
3. 見積り検討資料のデータは営繕積算システムRIBC2に取り込めるようにすること。
4. 設計図は適宜、追加してもよい。
5. 成果物のとりまとめ方法は、調査職員の指示による。
- ~~6. BIMモデルを成果品として提出する場合は、BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)(平成30年版)による。~~
7. 見積りは製造業者又は専門工事業業者(3社以上)から見積もること。

(3) 設計原図の作成等

ア 作成

- (ア) 設計原図の作成形式 ○Jw-cad
(イ) 設計原図の大きさ ・ A1判 ○A2判 ・ A3判

イ 提出

- (ア) 設計原図の材質 ・トレーシングペーパー ⊙上質紙
 (イ) 設計原図の大きさ ・A1判 ⊙A2判 ・A3判
 (ウ) 提出部数 ⊙原図1部

(注) 電子納品の際は、【.jww】及びA3サイズのPDFデータ（解像度300～400dpi程度）で提出する。容量は、1ファイルあたり10MB以内とする。10MBを超える場合は、提出方法を調査職員と協議すること。

8 積算根拠（基準・単価）

- (1) 本業務の積算は、「官庁施設の設計業務等積算基準 平成31年1月改訂版」及び「官庁施設の設計業務等積算要領 平成31年1月改訂版」（いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠している。
 (2) 令和5年5月の単価により委託費を算出している。

9 注意事項

- (1) 各工程における仮設計画の検討にあたっては、特に資機材搬入出や楊重作業の施工性について慎重に検討すること。また、建設作業に伴い発生する騒音、振動および粉塵等、工事ヤード外への影響を最小限にするための検討を行うこと。
 (2) 実施設計業務の成果物としての設計図書、積算書を以下の期日（閉庁日の場合は前日）までに提出し、調査職員の確認を受けること。

【建築】

設計図書：委託期間末日の90日前
 積算書 ：委託期間末日の30日前

【電気設備、機械設備】

設計図書：委託期間末日の60日前
 積算書 ：委託期間末日の30日前

- (3) 委託期間は、業務の完了を確認する検査期間の10日間を含むものとする。
 (4) 工事費概算・建築工事積算単価算出については、建築コスト情報・建築施工単価及び建設物価・積算資料の設計月の刊行物の平均額を採用し、見積による場合は、3社以上の見積を徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積依頼先については見積依頼先名簿を作成し、提出すること。
 (5) 地元との協議に使用するため、業務着手時において、建物外観に係る意匠や施設の使い勝手について、主管課や調査職員と協議を行い、工事図面作成前に平面・立面プラン（簡易）を3案程度作成すること。

10 特記事項

- (1) 広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等）（以下、「約款」という。）の損害賠償に対しては「賠償責任保険」制度を活用するよう努めること。
 (2) 現場調査等の実施にあたり、日程等を事前に調査職員と協議し支障のないよう行うこと。
 (3) 積算業務体制は、発注者の承諾を受けたものとする。